

第 8 章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

東南海・南海地震が発生した場合、約 90 分で本町に津波が来襲することが想定される。

このため、本町及び水防事務組合は、大阪府と協力して、水門等津波防ぎょ施設の操作体制や点検計画について予め定める。

また、地震の揺れや、液状化及び漂流物の衝突によって発生する水門や護岸等の一部崩壊に伴い、海水の浸入による浸水被害が生じる可能性があるため、避難等の措置を講ずるものとする。

第 1 津波防ぎょ施設の操作及びマニュアルの作成

- 1 水門等津波防ぎょ施設を操作する機関は、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画及び津波防ぎょ施設の操作の完了を確認する体制及び手段等を定めた津波防ぎょ施設の操作マニュアルを、大阪府が作成した津波対策マニュアルを参考にしながら作成し、関係者に周知する。
- 2 大阪湾に津波に関する注意報・警報が発令された場合、予め決められた操作員〔忠岡町役場職員、忠岡町消防職員(水防団)〕は、自主的に現地または集合場所に参集し、施設管理者と協議して、確実な施設操作に努める。
- 3 現地に到着した操作員は、現地の状況や気象庁等からの情報により開閉が必要と認められるときは、操作体制が確保できた時点で、操作手順に従い、直ちに施設の操作を行い、住民の安全を確保する。その場合、施設の操作手順に基づく施設操作指示者からの操作指令が発令されたものとする。また、操作完了後、水防本部又は管理者等へ、その旨を報告するものとする。
- 4 災害対策本部は、職員又は水防団員による現地パトロールにより開閉状況を確認するとともに、各操作者から閉鎖・開放完了報告により、施設の開閉状況の確認を行うこととする。

第 2 津波防ぎょ施設の維持管理

津波防ぎょ施設の管理者あるいは施設操作機関は、津波発生時に施設が安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物のチェックなどを心がけて、施設操作に万全を期すように努めることとする。

第3 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第1の1のとおりとするほか、本町は、次の事項にも配慮する。

- 1 地震発生後、気象庁から津波警報が発表されたとき、または警報の発表はないが、強い揺れを感じたとき、または、長いゆっくりとした揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、あらかじめ定めた地区の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう、勧告・指示するものとする。
- 2 本町は、津波に関する情報が、居住者等及び観光客並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 3 船舶に対する伝達
- 4 船舶、漁船等の係留強化、港外退避などの措置
- 5 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第4 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、別表のとおりである。
なお、本町は、耐震性能を考慮し、原則として高齢者、障害者等災害時要援護者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区

新浜1丁目
新浜2丁目
新浜3丁目
忠岡北3丁目
忠岡中3丁目

- 2 本町は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地区の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路

(5) 避難の勧告又は指示の伝達方法

(6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

(7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 本町は、避難場所を開設した場合は、第3編地震災害応急対策第1部第2章第2節の「避難所の開設・運営」及び第3編地震災害応急対策第1部第2章第3節の「緊急物資の供給」に定めるところにより、当該避難場所に必要な設備及び資機材の設備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

5 災害時要援護者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 本町は、あらかじめ、災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長により避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、本町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 地震が発生した場合、本町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

6 本町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 本町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

収容施設への収容

飲料水、主要食糧及び毛布の供給

その他必要な措置

(2) 本町は、(1)に掲げる救護に必要な物質、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

流通在庫の引き渡し等の要請

大阪府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

その他必要な措置

第5 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 津波警報の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土壌等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

第6 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、発災時、第3編地震災害応急対策第1部第2章第12節の「ライフラインの緊急対応」に定めるところによる緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- 1 水道等
沿岸市町と大阪府は、連携して、上水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。
- 2 関西電力(株)岸和田営業所
火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。
- 3 大阪ガス(株)導管事業部南部導管部
利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のための必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 4 西日本電信電話(株)大阪支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、KDDI(株)関西支社
津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。
- 5 日本放送協会、一般放送事業者
日本放送協会及び一般放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。
 - (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じた

ときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定める。

第7 交通対策

1 道路

本町、大阪府公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

2 海上及び航空

- (1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。
- (6) 第五管区海上保安本部、大阪府、本町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

第8 本町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

本町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

津波警報等の入場者等への伝達

入場者等の安全確保のための退避等の措置

施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

出火防止措置

水、食料等の備蓄

消防用設備の点検、整備

非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

病院、療養所、診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

学校、研修所等、

(ア)当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ)当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する救護の措置

(ウ)地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

地下施設等にあつては、防潮鉄扉、防水パネルなど浸水防止設備の点検・整備

施設ごとの具体的な措置内容は各管理者において別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、本町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。